

初任給調整手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第二十三号

初任給調整手当に関する規則等の一部を改正する規則

(初任給調整手当に関する規則の一部改正)

第一条 初任給調整手当に関する規則(昭和三十六年広島県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「置かれるもの」の下に「又は同項第三号に規定する地域に所在する公署に置かれる職」を加え、同項第二号を削る。

別表を次のように改める。

別表 (第六条関係)

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員		2項職員	3項職員
	1 種	2 種		
1 年 未 満	円 368,400	円 308,300	円 50,700	円 10,000
1年以上2年未満	368,400	308,300	50,700	8,000
2年以上3年未満	368,400	308,300	50,700	6,000
3年以上4年未満	368,400	308,300	50,700	4,000
4年以上5年未満	368,400	308,300	50,700	2,000
5年以上6年未満	368,400	308,300	50,700	
6年以上7年未満	368,400	308,300	48,900	
7年以上8年未満	368,400	308,300	47,100	
8年以上9年未満	368,400	308,300	45,300	
9年以上10年未満	368,400	308,300	43,500	
10年以上11年未満	368,400	308,300	41,700	
11年以上12年未満	368,400	308,300	39,900	
12年以上13年未満	368,400	308,300	38,100	
13年以上14年未満	368,400	308,300	36,300	
14年以上15年未満	368,400	308,300	34,900	
15年以上16年未満	368,400	308,300	33,500	
16年以上17年未満	364,400	305,000	32,100	
17年以上18年未満	360,400	301,700	30,700	
18年以上19年未満	356,400	298,400	29,300	
19年以上20年未満	352,400	295,100	27,900	
20年以上21年未満	348,400	291,800	26,500	
21年以上22年未満	331,500	278,000	25,900	
22年以上23年未満	314,300	264,000	25,300	
23年以上24年未満	297,600	250,500	24,300	

24年以上25年未満	280,700	236,600	23,700	
25年以上26年未満	263,800	222,900	23,100	
26年以上27年未満	243,000	205,300	22,500	
27年以上28年未満	222,600	188,200	21,900	
28年以上29年未満	202,200	170,900	21,100	
29年以上30年未満	181,400	153,300	20,800	
30年以上31年未満	159,500	135,300	20,400	
31年以上32年未満	137,600	117,000	19,800	
32年以上33年未満	115,900	99,100	18,900	
33年以上34年未満	84,000	73,100	18,000	
34年以上35年未満	54,200	48,800	17,300	

備考

- 1 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- 2 この表において、「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員をいう。

(初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則(平成二十一年広島県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附則

この人事委員会規則は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の初任給調整手当に関する規則の規定及び第二条の規定による改正後の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。